

赤い羽根共同募金実施中!!

メインテーマ 「じぶんの町を良くするしくみ」

運動期間 10月1日～12月31日

今年も10月1日より「じぶんの町を良くするしくみ」をメインテーマに、赤い羽根共同募金が全国一斉に展開されております。

この募金活動は、ひとり暮らしや寝たきりのお年寄り、障がいのある人や子供たちが、安心して生活できるように役立てられています。

本町でも障がい児者(クリスマス会や本誌発行等で活用されております)。また、じぶんの町を良くするしくみとして、集まった募金の額が多ければ多いほど、本町に配分される額も多くなるしくみになっています。

今年も、皆様のご理解とあたたかいご協力よろしくお願いたします。

共同募金地域配分(社会福祉協議会配分)の申請を受付ます

▼配分対象

主に板倉町内で活動するNPO・ボランティア団体・学童保育・保育園(地方公共団体の責任に属するごみなされたいもの)。

▼配分上限額

1 申請10万円(同一申請者による申請は複数できません)。

▼申請方法

希望者は板倉町社会福祉協議会にて申請書を受取り、提出して下さい。受付時、詳細を説明します。

▼問い合わせ

板倉町社会福祉協議会

(総務高齢福祉係)

☎82-33000



☆歳末たすけあい運動がはじまります!☆

スローガン 「みんなで支えあうあたたかい地域づくり」

運動期間 12月1日～12月31日

みんなのちからであつたかい年末を

今年も共同募金の一環として「歳末たすけあい運動」が実施されます。この運動は、新たな年を迎える時期に支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、義援金・日用品等を配分し「みんなで支えあうあつたかい地域づくり」を目的としています。

板倉町民の皆様方にも目標額1世帯400円以上の募金のご協力よろしくお願いたします。



歳末たすけあい運動の配分は申請方式です。対象の方は申請してください

◆配分対象者「次の①と②の条件を満たしている世帯」

- ①11月1日現在で板倉町内に6カ月以上居住している、世帯全員が町民税非課税世帯であること
- ②次の世帯条件のいずれかに該当する世帯

- ▼満65歳以上の一人暮らし世帯
- ▼満65歳以上の高齢者のみ

の世帯
▼要介護度3以上の認定を受けている方がいる世帯

▼中学3年生以下の児童を養育している母子・父子世帯

▼左記の障がい手帳をお持ちの方のいる世帯

- ・身体障がい者手帳1・2級
- ・療育手帳A
- ・精神保健福祉手帳1・2級

▼特別な事情により生活困窮世帯

◆申請方法

◎右記の条件を満たしており、配分を希望する方は「配分金受給申請書」を板倉町役場福祉課、板倉町社会福祉協議会または地区民生委員へ提出して下さい。

申請書は、各提出場所または地区民生委員のところにあります。

◆受付期間

11月4日(火)～11月25日(火)

午前9時～午後5時(土日・祝日は除く)

◆問合せ先

板倉町役場(福祉課)

☎82-11111(内線311)

板倉町社会福祉協議会

(総務高齢福祉係)

☎82-33000